暮らしやすい南三陸町の実現に向けて

集中改革プランを策定しました

町では、昨年6月に策定した南三陸町行政改革大綱に基づき、行政改革の重点項目などの取り組みを平成22年度までに集中的に実施します。南三陸町集中改革プランは改革事項の具体的な取り組みを明らかにし、その進行管理を確実に行うため、今年3月に策定しました。

今回、策定の背景とプランに位置づけた7つの重点項目の概要をお知らせします。

集中改革プラン策定の背景

少子高齢化

少子高齢化による人口減少社会の到来や厳しい財政状況の中で、地域にふさわしい分権型行政システムに転換する必要があります。

合併による広域化

合併により、市町村の規模が拡大し、広域化したことから、地方公共団体の果たすべき役割が、今改めて問われています。

協働のまちづくり

これまで行政が提供してきた公共サービスについて、今後は住民団体などの多様な主体との協働により提供するという仕組みに整えていく必要があります。

行政改革とは

これまでの役場の仕組みやそこで処理されている事務、また実施している事業、その進め方などを変えて、住民満足度（納得度）を向上していく取り組みです。

計画の推進

社会情勢や住民ニーズの変化への対応、行政運営の継続的な改善を図るため、毎年度、見直しを行いながら計画を推進していきます。

重点項目の概要

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

①民間委託の推進

多様化する住民ニーズに対応し、財源を有効に活用しながら行財政運営を進めていくため、民間委託ガイドライン及び民間委託推進計画（指針）を策定します。

②指定管理者制度の活用

町が直営で運営している公の施設のうち、民間のノウハウを導入することで住民サービスの向上・経費節減の効果を発揮することが可能な施設は、指定管理者制度への移行を推進します。

③PFI（ピーエフアイ）手法の導入検討

低コストで良質な公共サービスが提供できる整備手法として有効なPFI手法などによる公共施設の整備と運営について検討します。

④地方公営企業の経営健全化

上下水道事業及び病院事業の適切で効率的な事業運営と、経営基盤の強化に取り組みます。

⑤協働によるまちづくりと男女共同参画の環境づくり

協働に関する指針の策定や地域自治組織の活性化の推進、提案公募型協働事業などに取り組みます。

2 行政ニーズへの迅速な対応

①簡素・合理化による組織の再構築

現行の事務事業及びそれに基づき配置されている職員数を、再度整理再編し、簡素で効率的な組織体制を構築します。

②行政評価システムの導入

実施された施策や事務事業の成果について検証を行い、その評価を以後の施策に反映させるため、行政評価システムの早期導入を図ります。

③行政サービスの向上

日曜開庁サービスの拡大と窓口業務開庁時間延長の検討を行います。

また、町民バスなどの利便性の向上に取り組みます。

3 定員管理及び給与の適正化等

①定員管理の適正化

合併に伴い職員数が類似団体に比べて多くなっていることから、職員数の適正規模への減員を計画的に進めます。

②給与の適正化

特別職と一般職の全般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえ、給与制度の適正運用を推進します。

また、職員の能力・勤務実績を重視した公正で客観的な人事評価制度を導入します。

③定員・給与等の状況の公表

職員の定員・給与などの状況を、今後も広報紙や町ホームページで公表します。

④福利厚生事業

現在、職員の健康保持増進のために、各種健康診断事業などを実施しています。今後も町民の理解が得られる事業を実施していきます。

4 人材育成の推進

効果的な人材育成を図るため、職員の研修に関する基本方針を策定します。

また、国や県の職員との人事交流や新たに創設する自主研修制度、職員提案制度の導入により、職員の資質の向上や必要な知識、技能の習得を図ります。

5 公正の確保と透明性の向上

行政活動に関する情報を広報紙やインターネットなどで積極的に公開し、町民に対する行政の説明責任を果たしていきます。

なお、個人情報保護については、関連する制度やマニュアルを整備し適切に取り扱います。

また、パブリックコメント制度の導入や町ホームページの充実、地域イントラネットを活用して議会情報を公開します。

6 電子自治体の推進

住民手続きの利便性を向上させるため、行政手続きのオンライン化を検討します。

また、町内の文化財などを紹介する「バーチャルミュージアム」をインターネット上に開設しています。

7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

①経費の節減合理化等財政の健全化

中長期的な財政見通しを踏まえた財政計画を策定します。

また、職員の旅費（日当）の見直しなどの経費の節減合理化を進めるとともに、町税などの未収金対策の強化や広報媒体を活用した広告募集事業導入など自主財源確保の取り組みを推進します。

②事務事業の総合的な見直し

成果志向の行政運営への転換を図るため、既存のすべての事務事業を対象とした事務事業の総点検を実施します。

③補助金等の整理合理化

各種補助金の本来の趣旨と効果をより一層発揮させるため、ガイドラインを策定し、整理・統合を推進します。

④公共工事のコスト削減と適正化

入札制度及び契約制度の検討・改善のため、庁内に設置した「入札制度等検討委員会」において、必要に応じて見直しを進めていきます。

⑤公的施設等の見直しと適正管理

町が所有する公有財産（土地）のうち、公共用地としての利活用の可能性が少ないものについて、民間譲渡を進めます。

※南三陸町行政改革大綱及び南三陸町集中改革プランの全文は、町ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しています。

用語解説

◇**分権型行政**
「地域のことは地域で考え地域で実行する。」という自立した社会を分権型社会といい、このような行政のあり方を「分権型行政」といいます。

◇**指定管理者制度**
町が設置している公の施設の管理運営を、民間事業者などに幅広く委託することができる制度です。

◇**PFI（ピーエフアイ）**
公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

◇**協働**
住民・公益活動団体・事業者などと町が自主的な活動の下に、お互いに良きパートナーとして連携し、力を合わせてまちづくりに取り組むことをいいます。

◇**行政評価システム**
行政活動を目的と手段の関係で政策、施策、事務事業に区分し、それぞれにおける業績を評価するものです。

◇**パブリックコメント**
行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、案を公表し、住民などがその案に対して広く意見を提出する機会を設け、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う制度（手続）です。

◇**地域イントラネット**
地域の教育、行政、福祉、医療、防災などのサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役場などの公共施設を光ファイバ回線で接続する電子情報ネットワークのことです。

問い合わせ
企画課　行政改革推進係　☎46-1371
Eメール　gyoukaku@town.minamisanriku.miyagi.jp